

貸付けの条件の変更等の実施状況について
(平成30年3月末時点)

平成 21 年 12 月 4 日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の第 4 条および第 5 条に基づく「貸付けの条件の変更等」について、平成 30 年 3 月末の実施状況（平成 21 年 12 月 4 日から平成 30 年 3 月末までの累積実績）を公表いたします。
なお、金融円滑化法期限到来後（平成 25 年 4 月以降）に貸付の変更等の申込みを受けた貸付債権についても含んで掲載しております。

<件数>

(単位：件)

	申込み	申込み			
		実行	謝絶	審査中	取下げ
中小企業のお客さま向けの貸付債権	96,433	90,776	635	558	4,464
住宅資金お借入れのお客さま向けの貸付債権	6,546	6,075	138	19	314

(注1) 上記計数は、債権ベースで集計しております。

(注2) 「申込み」とは、①お客さまから返済条件変更のお申込みがあったもの、②お客さまが明示的に返済条件変更のご意向を示されていない場合でも、お客さまの経営再建または支援を図ることを目的として弊社が元本の返済猶予等を行ったもの、を指します。

(注3) 「謝絶」には、申込日から3ヶ月経過時点で、返済条件変更につきお客さまと合意に至っていなかった債権（信用保証協会等での審査中債権は除く）、いわゆる「みなし謝絶」債権が含まれております。

以 上

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,257	4,631	7,106	10,128	12,930	15,979	19,033	22,029	25,115	28,131	30,972	34,218	37,740	41,063	44,222	47,390
うち、実行に係る貸付債権の数	378	3,609	5,864	8,527	11,346	14,326	17,110	19,991	22,799	25,611	28,042	31,214	34,334	37,605	40,483	43,658
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	10	27	70	108	147	174	203	233	260	299	325	353	359	386	389
うち、審査中の貸付債権の数	867	785	768	929	673	594	729	673	755	718	920	787	1,001	878	1,009	824
うち、取下げに係る貸付債権の数	12	227	447	602	803	912	1,020	1,162	1,328	1,542	1,711	1,892	2,052	2,221	2,344	2,519

	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	50,944	53,983	57,007	59,889	63,174	65,845	68,852	71,552	74,567	77,025	79,831	82,329	87,499	96,433
うち、実行に係る貸付債権の数	46,755	50,022	52,859	55,646	58,606	61,552	64,179	66,879	69,663	72,242	74,774	77,333	82,237	90,776
うち、謝絶に係る貸付債権の数	397	399	401	409	417	421	423	445	449	470	477	501	542	635
うち、審査中の貸付債権の数	1,128	732	806	770	930	550	823	685	780	547	739	589	596	558
うち、取下げに係る貸付債権の数	2,664	2,830	2,941	3,064	3,221	3,322	3,427	3,543	3,675	3,766	3,841	3,906	4,124	4,464

(注1) 上記数値は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が施行された平成21年12月4日から各基準日までの累計実績です。

(注2) 「謝絶」には、申込日から3ヶ月経過時点で、条件変更につきお客さまと合意に至っていなかった債権(信用保証協会での審査中債権は除く)、いわゆる「みなし謝絶」債権が含まれております。

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	180	663	1,013	1,336	1,620	1,881	2,198	2,415	2,719	3,013	3,227	3,464	3,697	3,935	4,129	4,310
うち、実行に係る貸付債権の数	44	464	818	1,158	1,389	1,662	1,941	2,179	2,405	2,726	2,935	3,166	3,367	3,609	3,806	3,980
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	6	26	36	43	51	57	66	72	79	84	89	90	95	97	99
うち、審査中の貸付債権の数	134	168	120	78	112	81	103	65	126	82	71	66	85	63	51	45
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	25	49	64	76	87	97	105	116	126	137	143	155	168	175	186

	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 6月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	4,512	4,691	4,846	4,979	5,131	5,282	5,437	5,546	5,680	5,813	5,955	6,054	6,278	6,546
うち、実行に係る貸付債権の数	4,142	4,335	4,468	4,612	4,723	4,876	5,022	5,138	5,248	5,377	5,489	5,582	5,814	6,075
うち、謝絶に係る貸付債権の数	99	103	104	106	107	111	113	115	118	123	129	134	137	138
うち、審査中の貸付債権の数	80	47	58	37	71	54	52	33	43	34	51	46	31	19
うち、取下げに係る貸付債権の数	191	206	216	224	230	241	250	260	271	279	286	292	296	314

(注1) 上記数値は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が施行された平成21年12月4日から各基準日までの累計実績です。

(注2) 「謝絶」には、申込日から3ヶ月経過時点で、条件変更につきお客さまと合意に至っていなかった債権(信用保証協会での審査中債権は除く)、いわゆる「みなし謝絶」債権が含まれております。